用時の総電力をそれぞれの割当周波数の占有周波数帯幅により案分した送信電力とする。

ウ　ア及びイで模擬することが困難な場合であって、3波からマルチキャリア運用時の割当周波数の波数までの範囲の周波数の数で模擬するときは、必要周波数帯幅内の最も低い割当周波数、最も高い割当周波数及び割当周波数のうち設定可能な範囲を等間隔とする割当周波数の電波を使用するものとし、それぞれの割当周波数における占有周波数帯幅及び送信電力については、次のとおりとする。

(ア)　占有周波数帯幅については指定されている占有周波数帯幅のうち最小となる占有周波数帯幅（無変調となる場合を含む。）とし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力を周波数の数で除した値を送信電力とする。

(イ)　(ア)によることが困難な場合は、占有周波数帯幅については複数の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力を周波数の数で除した値を送信電力とする。

(ウ)　(ア)及び(イ)によることが困難な場合は、占有周波数帯幅については複数の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力をそれぞれの割当周波数の占有周波数帯幅により案分した値を送信電力とする。

4　不要発射の強度は、設備規則別表第3号に規定する参照帯域幅当たりの値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。

5　電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。

	6　給電点の端子等において測定することができず、電界強度の測定による場合であって、測定領域において外来波の影響を除去することができず測定値に信頼できない周波数範囲があるときは、その周波数範囲の測定を省略することができる。	
4　占有周波数帯幅	1　変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。 2　無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
5　空中線電力	1　原則として全ての周波数ごとに、無変調の状態で動作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 2　単側波帯の電波を使用する無線設備（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）にあっては、試験設備に1,500Hzの変調周波数によって変調し、その変調入力レベルを変化させて試験設備の飽和出力の値を測定する。ただし、尖頭電力で測定するものにあっては、試験設備に2つの変調周波数によって変調したときの試験設備の尖頭電力の値とすることができる。 3　実数零点単側波帯変調方式を使用する無線設備にあっては、試験設備を1,000Hzの変調周波数によって変調し、その変調入力レベルを変化させて試験設備の飽和出力である平均電力を測定するものとする。 4　主搬送波を副搬送波で変調する方式のものにあっては、副搬送波の入力レベルを最大にしたときの電力を測定する（この場合、副搬送波は規定値内（変調周波数450Hz以上）で変調し、主搬送波を変調（70%以上）するものとする）。 5　能率換算によって算出する場合は、昭和34年郵政省告示第683号（無線設備の空中線電力及び算出方法を定める件）第5項第3号に定める算出方法による。	許容値を超えるときは、「不可」とする。